

諮問番号：令和5年諮問第3号 諮問日：令和5年12月27日  
答申番号：令和6年答申第1号 答申日：令和6年2月2日  
件名：衆議院議員の在職老齢年金に係る日本年金機構への回答文書の不開示に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「衆議院議員の在職老齢年金に係る日本年金機構への回答文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示としたことは、妥当である。

### 第2 苦情申出人の苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情申出の趣旨及び苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、以下のとおりである。

#### 1 苦情申出の趣旨

「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」（以下「規程」という。）第3条に基づく本件対象文書に係る開示の申出（以下「本件申出」という。）に対し、令和5年12月1日付け衆庶発第3204号により衆議院事務局（以下「事務局」という。）が一部を不開示としたことについて、その取消しと、不開示部分の開示を求める。

#### 2 苦情の内容の要旨

##### （1）本件対象文書の性格

本件対象文書は、日本年金機構管轄年金事務所からの依頼を受けて事務局が提出した①「衆議院議員に係る令和5年6月期末手当支払額」及び②「国会議員又は地方公共団体の議会の議員にかかる（期末手当）一覧表」（以下第2において、②を「期末手当一覧表」という。）であり、公的年金制度における在職老齢年金の支給停止事務に係る文書である。

国会議員又は地方公共団体の議会の議員は、議員報酬の月額及び期末手当の額と年金額に応じて、老齢厚生年金が支給停止される扱いとなっている（在職老齢年金）。議員報酬の月額及び期末手当の額等について、老齢厚生年金の受給権者である議員は、原則として管轄年金事務所に届け出る義務を負うが、議会事務局からの資料提供により日本年金機構が確認できた場合には、議員自らの届出は必要ない。

期末手当一覧表は、管轄年金事務所が「議会事務局別管理表」を作成、整備し、更に議会ごとに「議会事務局別対象議員一覧表」を作成、整備し

た上で、個々の議員のデータ（基礎年金番号、年金コード、フリガナ、氏名、住所、生年月日、備考）をあらかじめ印刷し、対象議会事務局に送付すると、当該議会事務局は、期末手当の支給年月日と支給額を記載して返送するターンアラウンドの形式となっている。

なお、期末手当一覧表にあらかじめ個人データが印刷されており、議会事務局が情報提供すべきとされる議員の全てが老齢厚生年金の受給権者であるとは限らない。年齢層等の幅を持たせ、今後受給権が発生する可能性があり、在職老齢年金の対象になる可能性がある議員がこの抽出に含まれているにすぎず、議員の氏名等が公にされたとしても、特定年齢層の議員の一覧であるにすぎない。

## （２）情報公開法第５条第１号該当性

① 事務局は、各議員が支給を受けた期末手当額をあたかも個人の私的収入と同等の情報であるかのごとく扱い、各議員が各々期末手当をいくら受けたかという情報自体を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）第５条第１号該当としているが、期末手当は「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律」（以下「歳費法」という。）第１１条の２その他の法令により定められ、その規定に基づき支給されるものである。また、議長、副議長等への就任、離任その他の期末手当支給額の算定の基礎となる個別の事実は、議会の公表情報である。したがって、本件対象文書における個別議員の「期末手当の支給額」は歳費法等により公にされている情報であるから、情報公開法第５条第１号ただし書イに該当する。

また、過去、本件申出と類似の開示申出に対して、事務局は一部の議員名等とともに期末手当の額を開示しているが（令和４年衆庶発第１６２号）、これは、事務局が議員に支給する期末手当の額を公表情報と理解している証である。

② 事務局は、衆議院ホームページの議員一覧のページにおいて、氏名、ふりがな、選挙区に加えて、「生年月日」又は「生年月」を公表している。また、各議員の個人ホームページや所属政党ホームページには、議員個人の自己紹介又はプロフィールが掲載され、生年月日、住所又はその一部を公表している議員がほとんどである。

さらに、期末手当一覧表の備考欄の「院内氏名」については、これと期末手当一覧表のフリガナ、氏名欄の戸籍名との照合は、不開示情報ではない。過去、事務局は「院内氏名」等を全部開示しているからである（令和元年衆庶発第２１６８号等）。

したがって、期末手当一覧表のうち、少なくとも、フリガナ、氏名、

「生年月日のうち生年まで」及び「院内氏名」は明らかに情報公開法第5条第1号ただし書イに該当する。

- ③ 衆議院議員の議会制民主主義の根幹を支える立場等を踏まえれば、基礎年金番号欄及び年金コード欄、並びに備考欄のうち共済との関係等の個人の年金加入歴に係る部分を除き、容易に調べる事が可能な範囲の情報（衆議院ホームページ掲載情報にとどまらず、各議員や所属政党のホームページ掲載情報）については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として扱うべきであるから、議員ごとに当該掲載情報の範囲で、情報公開法第5条第1号ただし書イの該当性を検討すべきである。その上で、期末手当一覧表各欄の情報のうち、当該掲載情報は情報公開法第5条第1号ただし書イに該当する。
- ④ また、歳費法に基づく期末手当の額のみならず、議員の役職、氏名その他の情報については、他の公務員等以上に、公にすることが特に必要であるものとされている。よって、期末手当の額及び本件各不開示情報は情報公開法第5条第1号ただし書ハに該当する。

### (3) 結論

以上のとおり、情報公開法第5条第1号本文の該当性のみを理由とし、同号ただし書イ又はハの該当性を検討していない事務局の主張は誤りであって、規程第3条第3号該当を理由とした原決定は取り消されるべきである。

### (4) 付記

事務局は、原決定において、年金コード欄及び備考欄のうち共済との関係等個人の年金加入歴に係る部分を不開示情報から除外している。

これらの情報はいずれも、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と判断すべきである。基礎年金番号欄を不開示としながら、これらの情報を開示した原決定は、公的年金制度に対する理解不足が招いた不見識な決定と言わざるを得ない。

なお、仮に苦情申出人の主張には理由があるとして議員個人の氏名等が開示されることとなれば、既に開示されたこれらの情報が議員個人名と紐付けられた上で公にされることとなるが、これを理由として、原決定の取消しをしないと判断することは許されない点を付言する。

## 第3 事務局の不開示理由の要旨

事務局の不開示理由の要旨は、事務局から説明を聴取したところ、以下のと

おりである。

## 1 本件対象文書について

本件対象文書は、日本年金機構からの協力依頼を受けて、事務局が同機構から示された特定の衆議院議員に対する令和5年6月の期末手当の支払状況について回答した文書である。

老齢厚生年金の受給者が、年金収入とは別に一定の給与収入を得ている場合、当該年金の額と給与収入の額に応じて年金の額の一部又は全部が支給停止される「在職老齢年金の支給停止」の仕組みがあり、国会議員である老齢厚生年金受給者にも適用される。

日本年金機構からの協力依頼は、衆議院議員に係る老齢厚生年金の支給停止の事務について必要な情報を把握することを目的とし、対象となる議員の情報（氏名、住所等）を、議員ごとに表形式で記述した一覧表を作成し、当該表中の支払額欄への期末手当の支払額の記入及び記入内容の証明を求めるものである。これに対し事務局では、在職期間等が同一の議員に対する期末手当の支払額は同一であることから、提示された一覧表への記入に代えて、証明内容（支払額等）を別に記述し、当該一覧表を証明の対象となる議員の内訳として添付する形で回答している。

また、日本年金機構によると、当該一覧表に掲載されている衆議院議員、すなわち情報提供を求めている議員は、老齢厚生年金受給権者（厚生年金保険法第42条又は同法附則第8条に規定する受給権者をいう。以下同じ。）及び支給開始年齢に達すれば老齢厚生年金受給権者となる者（基礎年金番号が登録された者に限る。）（以下「老齢厚生年金受給権者等」という。）のみであり、苦情申出人が主張するような一定の年齢以上の議員ではない。

## 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書は、証明内容（支払額等）を記述した部分（以下「証明内容の部分」という。）と証明の対象となる議員の情報（氏名、住所等）を議員ごとに表形式で記述した一覧表の部分（以下「一覧表の部分」という。）で構成されており、それぞれの部分につき不開示情報該当性を検討する。

### （1）証明内容の部分

証明内容の部分には、期末手当支払日、支払額に関する情報（証明の対象となる議員の氏名、人数、支払額等）、事務局の証明が記載されている。

これらの記述中、証明の対象となる議員の氏名その他議員を特定する手掛かりとなる人数、支払額等の記述は、情報公開法第5条第1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別すること

ができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に当たる。

さらに、これらの情報について同号ただし書イからハまでの該当性を検討すると、本件対象文書が老齢厚生年金受給権者等に関するものとして作成されたことを踏まえれば、証明の対象となる議員の氏名その他議員を特定する手掛かりとなる人数、支払額等の記述を開示することにより、証明の対象となる議員が明らかとなり、ひいては、特定の議員が老齢厚生年金受給権者等であるという事実をも明らかにする結果となる。特定の議員が老齢厚生年金受給権者等であるという事実は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、当該事実を明らかにすることとなるこれらの情報は、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当しない。また、老齢厚生年金受給権者等であることは議員の職務とは関係ないため、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情もない。

したがって、証明の対象となる議員の氏名その他議員を特定する手掛かりとなる人数、支払額等の記述（特定の手掛かりとならない支払額を除く。）については、規程第3条第3号に規定する「情報公開法第五条各号に掲げる情報に相当する情報」に該当することから、不開示とした。

## （２）一覧表の部分

一覧表の部分には、証明の対象となる議員の情報が議員ごとに表形式で記述されており、基礎年金番号欄、年金コード欄、氏名（フリガナを含む。）欄、住所欄、生年月日欄、期末手当支払年月日欄、期末手当支払額欄及び備考欄が設けられている。

各欄の記述は項ごとに一体として情報公開法第5条第1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に当たる。

さらに、これらの情報の同号ただし書イからハまでの該当性を検討すると、これらの情報は、上記（１）と同様に、特定の議員が老齢厚生年金受給権者等であるという公にされていない事実を明らかにするものであることから、同号ただし書イには該当せず、また、老齢厚生年金受給権者等であることは議員の職務とは関係ないため、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情もない。

したがって、一覧表の部分に記載された情報は、規程第3条第3号に規定する「情報公開法第五条各号に掲げる情報に相当する情報」に該当する。

次いで、これらの情報について、規程第4条第2項による部分開示の可否を検討したところ、基礎年金番号欄、氏名欄（フリガナを含む。）、住所

欄、生年月日欄及び備考欄（氏名等の個人を特定できる記述に限る。）の記述については、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」であるため、部分開示の余地はなく、不開示とした。

一方、年金コード欄、期末手当支払年月日欄、期末手当支払額欄並びに備考欄中の院内氏名の使用を示す記述及び厚生年金以外の年金加入歴を示す記述については、特定の個人を識別することができない部分であり、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため、開示した。

### 3 苦情申出人のその他の主張について

#### (1) 一覧表の部分に掲げられた特定の議員

苦情申出人は、一覧表の部分に掲げられた議員について、老齢厚生年金の受給権者である者のみならず、今後受給権が発生する可能性がある者も含まれており、当該部分は特定年齢層の議員の一覧にすぎないと主張するが、一覧表の部分に掲げられた議員は、老齢厚生年金受給権者等のみであり、一定以上の年齢に達していても掲載されていない議員もいることから、申出人の主張には根拠がない。

#### (2) 期末手当の支給額等に係る過去の取扱いについて

本件申出と類似する過去の開示申出に対して、一部の議員名、期末手当の額等を開示した点については、本来は、本件申出と同様、規程第3条第3号に該当するものとして不開示とすべきであった。本件申出においては、一覧表の部分に掲載されている議員は老齢厚生年金受給権者等のみであることを、日本年金機構に改めて確認し、上述のとおり、特定の議員が老齢厚生年金受給権者等であることを明らかにすることとなる情報として、不開示とした。

## 第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 令和5年12月26日 苦情の申出書の接受
- ② 同月27日 諮問
- ③ 令和6年1月23日 調査・審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、議員の在職老齢年金に係る日本年金機構への回答文書のうち令和5年6月期末手当に関する文書であり、事務局は、規程第3条第3

号に該当するとして、本件対象文書の一部を不開示とした。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書の一部を事務局が不開示としたことについて、その取消しと不開示部分の開示を求める旨主張していることから、事務局が本件対象文書の一部を不開示としたことの妥当性について検討する。

## 2 本件対象文書の性格について

本件対象文書は、日本年金機構からの協力依頼を受けて、事務局が同機構から示された特定の衆議院議員に対する令和5年6月の期末手当の支払状況について回答した文書であり、「証明内容の部分」と「一覧表の部分」で構成され、その詳細は第3の1で述べた事務局の説明のとおりである。

一覧表の部分に掲げられた議員について、苦情申出人は、老齢厚生年金の受給権者である者のみならず、今後受給権が発生する可能性がある者も含まれており、当該部分は特定年齢層の議員の一覧にすぎない旨を主張し、これが本件申出の前提とされているが、事務局をして日本年金機構に確認させたところ、一覧表の部分に掲げられた議員は、老齢厚生年金受給権者等のみであり、一定以上の年齢に達している議員が全て対象となるわけではないとのことであるから、苦情申出人の主張には根拠がないとする事務局の説明は首肯できる。

## 3 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書の性格は上記2で述べたとおりであることから、議員を特定する手掛かりとなる情報を開示すると、証明の対象となる議員が明らかとなり、ひいては、特定の議員が老齢厚生年金受給権者等であるという公とされていない事実を明らかとする結果になるという事務局の説明は、首肯できる。

以下、この説明を前提に、不開示情報該当性について検討する。

### (1) 証明内容の部分

証明内容の部分の支払額に関する情報に係る記述中、証明の対象となる議員の氏名その他議員名を特定する手掛かりとなる人数、支払額等の記述は、情報公開法第5条第1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）」に当たる。

これらの情報の情報公開法第5条第1号ただし書イからハまでの該当性については、本件対象文書の性格を踏まえれば、証明の対象となる議員の氏名その他議員を特定する手掛かりとなる記述を開示することにより、証

明の対象となる議員が明らかとなり、ひいては、特定の議員が老齢厚生年金受給権者等であるという公にされていない事実を明らかとする結果となることから、これらの記述は同号ただし書イには該当しないと認められる。

なお、苦情申出人の主張のとおり、期末手当の金額自体は法令に基づき算定が可能なものであり、法令の規定により公にされている情報であると言えるが、算定の基礎となる事実を異にする議員がいる場合には、その金額によって当該議員を特定することが可能となることから、本件申出文書において、特定の手掛かりとならない支払額に係る記述を除いて不開示とした事務局の判断は是認できる。

また、老齢厚生年金受給権者等であることは議員の職務とは関係ないため、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、証明の対象となる議員の氏名その他議員を特定する手掛かりとなる記述を規程第3条第3号に規定する「情報公開法第五条各号に掲げる情報に相当する情報」に該当するとして不開示としたことは、妥当である。

## (2) 一覧表の部分

一覧表の部分における基礎年金番号欄、年金コード欄、氏名（フリガナを含む。）欄、住所欄、生年月日欄、期末手当支払年月日欄、期末手当支払額欄及び備考欄の記述は、項ごとに一体として情報公開法第5条第1号本文前段に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に当たる。

これらの情報の情報公開法第5条第1号ただし書イからハまでの該当性については、上記（1）と同様に、特定の議員が老齢厚生年金受給権者等であるという公にされていない事実を明らかにするものであることから、同号ただし書イには該当しないと認められる。

また、老齢厚生年金受給権者等であることは議員の職務とは関係ないため、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

したがって、一覧表の部分に記載された情報は、規程第3条第3号に規定する「情報公開法第五条各号に掲げる情報に相当する情報」に該当すると認められる。

さらに、規程第4条第2項による部分開示の可否を検討すると、基礎年金番号欄、氏名欄（フリガナを含む。）、住所欄、生年月日欄及び備考欄（氏名等の個人を特定できる記述に限る。）については、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」であるため、部分開示の余



地はなく、不開示とする一方で、年金コード欄、期末手当支払年月日欄、期末手当支払額欄並びに備考欄中の院内氏名の使用を示す記述及び厚生年金以外の年金加入歴を示す記述については、特定の個人を識別することができない部分であり、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため開示としたことは、妥当である。

#### **4 苦情申出人のその他の主張について**

苦情申出人はその他種々主張するが、いずれも、本件対象文書の性格についての解釈の相違を前提としたものであり、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### **5 本件対象文書を不開示としたことの妥当性**

以上のことから、事務局が、本件対象文書につき、規程第3条第3号に該当するとしてその一部を不開示としたことは、妥当であると判断した。

#### **第6 答申をした委員**

小泉博嗣、橋本博之、江島晶子